

カンボジアの司法 ～民事訴訟法（送達）～

JICA長期派遣専門家

内山 淳

1 はじめに

前号に引き続き、前提となる司法制度や各種法令等を紹介しつつ、カンボジアで現実の問題となっている事象を取り上げて、司法の実情をお伝えしたい。

今号のテーマは、民事訴訟法に規定されている「送達」である。信頼できる郵便制度が整備されている日本では、実務上、あまり問題にならない分野かと思われるが、カンボジアの司法が抱える問題点を知る上で、非常に重要であると考えたので、取り上げる次第である。

2 民事訴訟法上の送達について

(1) 制度の概要

ア カンボジアの民事事件に関する送達手続は、民事訴訟法 246 条以下（以下の条文は、特に明記しない限り、カンボジア民事訴訟法を意味する。）に規定されている¹。基本的には、日本法と同様であるが、その概要は、以下のとおりである。

一般的に、送達とは、「当事者その他の利害関係人に対し、訴訟上の書類の内容を知らせるために、法定の方式に従って行う通知」と定義されるが、カンボジアにおいても同様の理解である（定義規定はない。）。なお、カンボジア法曹からは、「告知」（213 条 1 項）との違いを質問されることが多い。

送達は、原則として職権で行われ、その事務は裁判所書記官が取り扱い、郵便局員、執行官又は書記官が送達を実施する（246 条）。この点は、後述のとおり、日本法とは若干異なる。

送達したことを明らかにしておくため、送達を実施した者は「送達報告書」（別添参照）²を作成しなければならない（254 条 1 項， 2 項）。

送達すべき書類は、当該書類の謄本とされている（247 条 2 項）。

送達は、原則として、送達を受けるべき者に交付して行う（247 条 1 項）。ただし、未成年者等の訴訟無能力者に対する送達は、法定代理人に行い（248 条 1 項）、在監者に対する送達は、監獄の長に行う（同条 3 項）。

送達場所は、送達を受けるべき者の住所又は営業所等である（249 条）が、当事者や任意代理人等は、カンボジア国内において送達を受けるべき場所又は送達受取

¹ カンボジア民事訴訟法の条文及び逐条解説は、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html に掲載されているので、参照されたい。

² カンボジアの実務で使われている送達報告書の一例（クメール語から日本語への仮訳）。「送達報告書に関する共同省令」（司法省・郵便電気通信省，2007 年，No. 55Prk. KY. PT/07）に基づく。

人を受訴裁判所に届け出ることができる（250条1項）。そのため、弁護士事務所を送達場所にすることもできる。

他方、送達場所が明らかでない場合等においては、送達を受けるべき者に出会った場所で交付できる「出会送達」（251条）、送達場所で送達を受けるべき者に出会わない場合においては、使用人や同居人等に交付できる「補充送達」（252条1項）、送達を受けるべき者等が正当な理由なく受け取りを拒んだ場合においては、送達場所に書類を差し置くことができる「差置送達」（252条2項）という方法もある。

また、相当の調査を尽くしても当事者の住所が分からない場合等においては、書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を裁判所の掲示板等に掲示する「公示送達」（255～257条）という方法を採用することができる。

以上のように、カンボジアの民事訴訟法上の送達は、制度的に、日本の民事訴訟法における送達とほぼ同じであることが分かる。

イ 具体的な役割

このような送達制度は、カンボジアでも、民事訴訟のみならず、民事保全及び強制執行の各手続において、重要な役割を果たしている。

具体的には、まず、訴状等の一定の書類について、当事者等にその内容を知らせるための方法として、送達が要求されている場合がある。

例えば、民事訴訟手続では、訴状（79条1項）、判決書（190条1項）、呼出状（242条）、控訴状（267条1項）、上告状（286条、267条1項）、仮執行宣言を付した督促決定（328条2項）などを送達しなければならない。

民事保全手続では、保全決定（543条）、保全決定に対する異議申立てに関する決定（554条3項、543条）、保全決定の取消し（557～559条、543条）などを送達しなければならない。

民事強制執行手続では、執行名義（360条）、債権に対する差押決定（403条7項）、不動産強制売却の開始決定（419条2項）などを送達しなければならない。

次に、一定の効力が発生するための要件として、送達が要求されている場合がある。

例えば、決定の効力である。原則として、決定は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生じる（213条1項）。

しかし、督促決定の効力は、債務者に送達がなされた時に生じる（325条2項）。また、強制執行における不動産の差押えの効力も、強制売却の開始決定が執行債務者に送達された時に生じる（421条2項本文）。

さらに、一定の期間計算をするための起算点として、送達を受けた日が基準となっている場合がある。

例えば、控訴は、判決書の送達を受けた日から1か月以内に提起しなければならない（264条1項本文）、上告の場合も同様である（286条、264条1項本文）。

この他にも、故障の申立ては、欠席判決の送達を受けた日から2週間以内に行わなければならない(204条2項)、保全決定に対する抗告は、その送達を受けた日から2週間以内に行うことができ(561条1項本文)、訴え取下げの書面の送達を受けた日から2週間以内に被告が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす(217条5項1文)など、様々な場面で基準となっている。

以上のように、カンボジアの民事訴訟法上の送達は、役割的にも、日本の民事訴訟法における送達とほぼ同じであることが分かる。

(2) 日本との違い

もともと、日本と異なる点もある。

例えば、送達実施者である。前述のとおり、カンボジアでは、送達は、郵便局員、執行官又は書記官が送達を実施する(246条3項)と規定されており、書記官が並列的な扱いになっている。しかし、日本では、原則として、郵便の業務に従事する者又は執行官が送達を実施し(日本民事訴訟法99条)、例外的に、書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対して送達ができる(同法100条)と規定されており、書記官は並列的な扱いではない。

次に、送達手段である。立法当時の郵便事情や通信制度の違いから、日本法にある書留郵便等に付する送達(日本民事訴訟法107条)、ファクシミリによる書類の直送(日本民事訴訟規則47条)などは、カンボジア民事訴訟法では規定されていない。

さらに、送達時の告知事項である。カンボジアにおける教育水準や識字率³等に配慮し、「送達を受けるべき者が文字を識らない場合は、送達担当者は、書類の交付に際して、その要旨を告げるよう努めなければならない。」と規定されている(247条3項)。これを受けて、送達報告書にも、「送達を受けるべき者が文字を識らない場合において第247条(交付送達の原則)第3項の措置をとったこと」を記載しなければならない(254条2項5号)。

なお、送達報告書については、記載すべき事項を列記している点(同項)や送達ができなかった場合でもその旨を記載した報告書を作成しなければならない点(同条3項)などにおいても、日本法と異なっている。

また、日本の実務と異なり、裁判所では、強制執行手続に必要な送達証明書を別途作成せず、送達報告書の写しを交付することをもって代替しているとのことである。

3 実務上の問題点

(1) 送達の実施

³ 識字率は、2011年現在、首都プノンペンでは86~94%、首都近隣の諸州では66~85%、タイ及びラオス国境と接する北部諸州では66~75%、北東部のラタナキリ州では55%以下という統計がある(『ATLAS OF CAMBODIA』, Save Cambodia's Wildlife, 2014:p73「Literacy Rates in 2011」)。

以下では、送達に関連し、実務上で頻発している問題点について紹介する⁴。

具体的には、送達の実施である。前述のように、当事者等への書類の送達は、様々な場面で要求されているが、特に、訴状や呼出状という訴訟手続の初期段階に必要な書類の送達について、困難が多いようである。

裁判所は、訴状が送達できなければ、訴状却下決定を出さざるを得ない（79条2項、78条）が、そうなると、原告は司法的な救済を受けることができなくなってしまう。また、カンボジアでは、口頭弁論の前に、必要的に弁論準備手続を経なければならず、その手続に当事者を立ち合わせるために呼出しをしなければならない（80条1項）。

そのため、迅速に裁判を行うためにも、適切に送達がなされなければならないが、以下のような事情から、送達が非常に困難になっている。いずれも、各始審裁判所だけでは解決できない問題が伏在している。

ア 郵便事情

カンボジアでは、日本と異なり、郵便制度が十分に普及しているとは言い難い状況にある。

首都プノンペンを例にしても、中央郵便局が1か所あるだけで、日本のように市中に郵便局は点在していない。また、各所への郵便物の配達も、實際上、ほとんど行われていない。そのため、通常は、郵便局からの電話連絡後、中央郵便局に郵便物を取りに行くことになる。遠方に住んでいる場合などでは、知人や信頼できるタクシー運転手等に頼んで、代わりに受け取りに行ってもらうこともある。なお、大きな郵便物の場合、少額ながらも別途保管料を郵便局に支払う必要がある。

このような州内郵便の状況は、他州でも同様である。

他方、州間郵便の場合、宛先の州まで郵便局員が配達する。

したがって、カンボジアでは、宛先が同一州内の場合、郵便を使わず、知人や信頼できるタクシー運転手等に頼んで届けてもらうのが一般的である。他方、宛先が州外の場合、郵便を利用することもあるが、知人や信頼できるバス運転手等に依頼して届けてもらうことも多い。

これを送達に当てはめて考えてみると、州外への送達（例えば、弁護士事務所が州外にある場合等。）では、郵便を使うことができるが、同一州内への送達では、事実上、郵便を使うことができない。

そのため、書記官等が自らバイクやタクシーに乗って届ける方法や、訴状等の記載から当事者の電話番号等が分かる場合には、裁判所に来てもらって手渡しする方法など、様々な代替手段を講じている。郵便局員に集配してもらえば、それ以上の労力なくして確実に宛先に届く日本とは、大きく異なる。

これらの事情は、郵便制度等の社会インフラ整備と関係しているため、各裁判所だけでは解決できず、送達を困難にさせる非常に大きな要因となっている。

⁴ 各始審裁判所の実情については、2017年4月から同年6月までの間、本職を始めとする長期派遣専門家らが全国の始審裁判所（合計24か所）を直接訪問して聴き取った内容を基にしている。

イ 地理的事情

カンボジアでは、首都プノンペンと各州都との間は舗装された幹線道路でつながっているが、各州内では必ずしも舗装道路は整備されていない。そのため、距離に比して移動に時間がかかる。

また、各州ごとの地域特性に応じた問題もある。

例えば、面積の広い州（プレアヴィヒア州等）では、州都から遠い地域が多い。海に面した州（コッコン州等）や山の多い州（ラタナキリ州等）では、それぞれ離島や山間部等の交通上不便な地域がある。しかも、雨季になると、海上の悪天候、道路の冠水や泥濘等の事情も加わり、一層、たどり着くことが困難になる。少数民族も住んでいる州（モンドルキリ州等）では、少数民族の多くが州都から遠隔地かつ交通上不便な地域に居住している。

さらに、カンボジア独特の問題として、トンレサップ湖の影響もある。

カンボジアの中心部には、東南アジア最大の湖であるトンレサップ湖がある。この湖は、トンレサップ川となって、首都プノンペンでメコン川と合流する。このトンレサップ湖は、雨季と乾季で大きく面積が変わる。

具体的には、トンレサップ湖は、雨季（概ね5～6月頃に始まり、10～11月頃に終わる。）になると、メコン川の水がトンレサップ川を通じて逆流してくるため、乾季に比べ、湖の水位は最大約10倍、面積は最大約6倍にまで増加する。そのため、雨季には、全25都・州のうち約10州が湖と接することになる。

雨季に浸水する地域の住民（多くは、高床式住居で生活）は、数十万人と推計され、水位に合わせて季節ごとに居住場所を移動する水上漁村の住民（多くは、船上で生活）だけでも、数万人と推計されている⁵。水上漁村の住民については、居住場所を特定するのが困難であり、送達するためには、地元の事情に詳しい者に所在を確認する必要がある。また、浸水地域の住民についても、増水した湖の影響で居住場所へ行くのは容易でない。

これらの事情は、地理的状況や気候と関係しているため、各裁判所だけでは解決できず、送達を困難にさせる大きな要因となっている。

ウ 産業的事情

カンボジア独特の問題として、農業の影響もある。

カンボジアの多くの州は、農業が主たる産業になっている。農繁期になると、農業従事者の中には、自宅から離れた水田等の耕作地で農作業をする者も多い。そのような者は、耕作地付近で寝泊りするため、長期にわたって自宅を不在にする。そのため、耕作地の所在場所を知らないと、直接会うことができない。

⁵ トンレサップ湖の乾季（左）と雨季（右）における違いは、次のとおり。水位：約1～2m／約8～10m、面積：約2,500～3,000k㎡／約1万6,000k㎡（琵琶湖約670k㎡）、最大長：約120km／約250km（東京・名古屋間の直線距離約260km）、最大幅：約35km／約100km（東京・甲府間の直線距離約100km）。詳しくは、「カンボジア・トンレサップ湖地域の環境保全についての予備的考察」（笠井利之・立命館大学経済学部教授、『立命館国際地域研究』第21号、2003年3月）を参照されたい。

なお、タイと国境を接する州では、タイへの出稼ぎ労働者が多く、長期にわたって自宅を不在にするため、農業従事者の場合と同様の問題が生じる。

北東部の州では、ゴム園などのプランテーション農業が多く、車での移動を要する広大な農地内にある住居を特定するのは容易でない。

これらの事情は、社会における産業構造と関係しているため、各裁判所だけでは解決できず、送達を困難にさせる要因となっている。

エ 経済的事情

送達にかかる費用⁶は、原告に予納させなければならない（62条3項）。しかし、送達の実施に民間の第三者を利用した場合（後述）の費用、被告の所在不明等の理由で送達を再度実施する場合の費用等を誰が負担するのかという問題がある。

そのような場合を見越して多めの費用を予納させることもあるが、経済的に困難な当事者から苦情が出るなど、裁判所が対応に苦慮することが多い⁷。裁判所に十分な予算がない場合には、書記官が個人負担することもある。

個々の事件で送達にかかる費用自体は比較的少額であるが、全受理事件での合計額としては相当な額になる。

これらの事情は、国家の予算措置等と関係しているため、各裁判所だけでは解決できず、送達を困難にさせる要因となっている。

オ 人員事情

民事訴訟法上は、前述のとおり、送達実施者は、郵便局員、執行官、書記官が並列的に列記されている（246条3項）。

しかし、郵便局員については、すでに述べたように、郵便制度が十分に普及していないことから、事実上、ほとんど利用することができない。

また、執行官については、2017年7月現在、全国に29名しかおらず（執行官養成校第1期生は卒業しているが、第2期生以降はまだ入学すらしていない。）、全24か所の始審裁判所のうち4か所（プノンペン、カンダール、シェムリアップ、バタンバン）の各始審裁判所に配置されているだけである。そのため、執行官がいない多くの州では、執行官事務取扱者に関する省令（司法省、2007年）に基づき、各始審裁判所の検察官が執行官の事務を取り扱っている（同省令1条）。

しかし、これらの執行官又は執行官事務取扱者は、主として強制執行手続に関する職務を行うため、送達の実施までは担当できていない。

さらに、書記官については、プノンペン、シェムリアップ、シハヌークビル等の都市部にある始審裁判所では、比較的多くの人員が配置されているが、受理する事件数も多いため、書記官だけで全ての送達を実施するのは困難である。

⁶ 郵便局のホームページには、郵便物（小包）の価格表あり。例えば、「縦28cm、横15cm、高さ8cm、重さ0.1kg」の場合、1,800リエル（1ドル＝約4,000リエル）。なお、封書や各種特別郵便の価格表は見当たらない。<http://cambodiapost.post/en/packaging-box-price-list/#>

⁷ 背景事情として、農村部では経済的に困難な人々が多く、弁護士を付けない本人訴訟が多い。民事扶助制度等も整備されておらず、裁判費用がかさむことに抵抗を感じる人が多いと思われる。

他方、それ以外の地方都市の始審裁判所では、裁判官と同数程度の人員しか書記官が配置されていないことが多く、通常の裁判業務に加えて、送達の実施まで担当するのは困難である。

このように、郵便局員及び執行官が事実上利用できない現状において、仮に、民事訴訟法の規定どおり、書記官が全ての送達の実施を担当すると、いずれの始審裁判所でも通常の裁判業務が著しく滞留する事態に陥ってしまう。

そこで、各始審裁判所では、実務上、様々な工夫を凝らしている。

最も多いのは、裁判所事務局員や契約スタッフが送達を実施するという方法である。また、コミューン長⁸や民間の第三者を利用するなどの方法を採用している裁判所もある⁹。もっとも、必ずしも法的知識にたけた者を利用するわけではないため、送達報告書が作成されないなどの新たな問題も生じている。

なお、刑事事件の場合は、警察を利用できるため、送達の実施が比較的容易になされている。

以上の事情は、司法全体の人事等と関係しているため、各裁判所だけでは解決できず、送達を困難にさせる要因となっている。

(2) カンボジア法曹が提案する解決策

以上のとおり、実務上、送達の実施に多くの問題を抱えている現状において、カンボジア法曹からは、解決策の1つとして、送達実施者を定める規定（246条3項）を改正すべきであるという意見をよく聞く。

すなわち、同項は、送達実施者として、「郵便局員」「執行官」「書記官」を挙げるが、「コミューン長」「警察官」なども付け加えた方がよいという意見である。

この意見は、旧法下では、コミューン長を利用することによって、送達が比較的円滑であったことや、現在でも、警察官を利用できる刑事事件の送達は比較的容易であることなどに着目している。

ただし、この意見を述べる者も、コミューン長等を利用すれば直ちに全面的に問題が解決すると考えているわけではない。例えば、「コミューン長の中には、民事訴訟法を始めとする法律知識に疎い者も多いため、適切に送達を実施するためには、一定の研修等が必要である」などの改善点があり、研修等に相応の時間を要することは否定しない。

しかし、そのような改善点があるとしても、カンボジアの社会インフラ、地理的状況等に鑑みると、この意見は、極めて現実的かつ効果的な提案であるといえる。

⁸ カンボジアの地方行政組織は、憲法上、三層構造。上から順に「都、州」「市、郡、区（カン）」「コミューン、サンカット」。コミューン／サンカットには、議会機能としての評議会がある。この評議会の議長は、行政活動ができ、「コミューン／サンカット長」とも呼ばれる。コミューン／サンカット数は、合計1,646（2017年6月4日現在）。

⁹ 民間の第三者等を利用する法的根拠については、各始審裁判所でも明確ではなかったが、例えば、送達実施者である書記官の履行補助者とする見解などが考えられる。

これについては、民事訴訟法を改正する必要があるのか、民事訴訟法は改正せずに省令等の下位規範で対処することができるのか、そもそも法令を改正せずに解釈論で対処することができるのかなどを検討する必要があると思われる。

4 おわりに

以上のように、「送達」をテーマとして、カンボジアの司法を垣間見てきたが、制度としては日本法と同様であっても、その制度が機能するための前提条件が異なるため、実務上の問題点は、日本と全く異なる。

自明のことではあるが、制度自体は優れていても、その制度が十分に機能するかどうかは、その国の社会状況等に左右されがちである。起草時には気付かず、法律を実際に運用してから顕著になる問題点も多い。そのような場合に、実務運用上の工夫に頼らず、法改正によって、現状の法制度を「変更」する方向で対処すべきなのか、法改正をせず、実務運用上の工夫によって、現状の法制度を「維持」する方向で対処すべきなのかは、実に悩ましい選択である。

送達報告書

下の枠は、書記官が書き込む。

送達期日：.....年.....月.....日
民事事件番号：.....
送達すべき書類の名前：.....
送達を担当する者の名前：.....
送達を担当する者の住所：.....
送達を受けるべき者の名前：.....

実際に書類を受ける者の指紋又はサイン：..... 名前：.....

下の枠は、送達を実施する者が書き込む（郵便局員、執行官又は書記官）。

送達した場所：.....	
送達期日：.....年.....月.....日 午前/午後	
実際に送達を実施する方法	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 送達を受けるべき者に直接に交付した。 <input type="checkbox"/> その者の代理人弁護士 <input type="checkbox"/> 送達を受けるべき者は、文字を読めないから、送達する書類の内容を説明した。
<input type="checkbox"/>	送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わなかったから、書類の受領について相当のわきまえのある者に本書類を交付した。 <input type="checkbox"/> 使用人 <input type="checkbox"/> その他の従業者 <input type="checkbox"/> 同居者 名前：.....
<input type="checkbox"/>	以下の送達を受けるべき者が正当な理由なく、書類を受けることを拒んだから、送達をすべき場所に書類を差し置かれた。 <input type="checkbox"/> 送達を受けるべき者 <input type="checkbox"/> その者の代理人弁護士 <input type="checkbox"/> 使用人 <input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> その他の従業者 名前：.....
<input type="checkbox"/> 上記の方法で送達を実施した。	
<input type="checkbox"/> 送達を受けるべき者又は書類の受領について相当のわきまえのある者に出会わなかったから、上記の方法で送達の実施ができなかった。	
報告書を記載する期日：.....年.....月.....日	
報告書を作る人の名前とサイン：.....	